

みんなで作ろう！都留のルール

～都留市の憲法・自治基本条例の策定を始めます～

都留市自治基本条例市民会議のメンバーを募集します

地方分権が進む中、「地域のことは地域が決める」という原則のもと、都留に住み、働き、学ぶ、すべての人が協働し、個性的で活力ある、豊かな都留(まち)づくりを進めていくことが求められています。市では、その基本となるルール「自治基本条例」を策定していきます。

条例案を作成する組織として、すべて公募による市民で構成する「都留市自治基本条例市民会議」を発足し、有識者からの助言を参考にしながら、条例案に盛り込む項目などの検討をしていきます。

市民会議では、「みんなで作ろう！都留のルール」を合言葉に、より多くの方の考えや思いを条例案に反映させるため、また自信と誇りと夢にあふれた都留をつくるため、多くの市民の皆さんの参加をお待ちしています。

対 象	18歳以上の都留市在住・在勤・在学・在活動者の方
募集人員	特に人数を定めませんが、応募者多数の場合選考とさせていただきます。
任 期	自治基本条例市民会議案の策定の日まで
応募方法	政策形成課まで直接若しくは郵便、FAX、Eメールでご応募ください。 住所、氏名、電話番号、年齢、性別、応募の動機(市外在住者の方のみ勤務先、学校名、活動内容など都留市とのかかわり)を明記の上、ご応募ください(応募の様式は自由です)。
応募締め切り	7月21日(金)必着
その 他	報酬はありません。

～自治基本条例 Q & A～

Q1 自治基本条例って何？

A この条例は、まちの自治の理念やまちを運営する基本的なルールを決める、まちの最高規範です。

「都留市がどんなまちを目指すのか」、「市民の権利や責務」、「市長や議会の役割と責務」、「市民の市政運営への参画と協働の仕組み」など自治体運営の原則を定めます。

Q3 この条例で何が変わるの？

A 条例が制定されると、次のようなことが期待されます。

○市民が主体で、行政や議会とまちづくりの役割を分担できる。

○行政情報が分かりやすく、得やすくなる。

○市民が事業の計画・実施・評価といった多くの段階から、これまで以上に参画しやすくなる。
など

Q2 なぜ、自治基本条例が必要な？

A 平成12年に定められた「地方分権一括法」という法律で、「まちを運営するための力(権限や財源)を国から地方に移していき、地方のことは地方で考え、それぞれの個性を活かしながら、自分たちの責任でまちを運営し、豊かなまちをつくっていきましょう」ということになりました。

そこで、どんなまちを目指し、どんな仕組みで、新しい時代を拓いていくのか、市民みんなで考えて、新たなまちのルール(=自治基本条例)をつくる必要があるのです。

応募・問合せ先

政策形成課 政策担当

〒402-8501

市役所 政策形成課

☎ 43-1111(内線241)

FAX 0554-45-5005

Eメール seisakukeisei@city.tsuru.lg.jp